



平成 22 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 エスライン
代表者名 代表取締役 山 口 嘉 彦
(コード：9078 名証第二部)
問合せ先 取締役副社長 村 瀬 博 三
(Tel 058-245-3131)

資産除去債務に係る特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、下記の通り特別損失を計上いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別損失の内容

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日)が、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、賃借契約終了時の原状回復義務に係る資産除去債務で過年度相当額を特別損失に 1 億 11 百万円計上いたしました。

2. 今後の見通し

平成 22 年 5 月 13 日に公表いたしました平成 23 年 3 月期の第 2 四半期累計期間及び通期の業績予想につきましては、上記の特別損失を織り込んでおりますので、現時点においては変更はありません。

以上